

審議会等の会議録

会議の名称	平成27年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成27年8月6日(木)午後1時30分～		
開催場所	座間市立総合福祉センター3階研修室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：加藤興和委員、与那国明美委員、大友奉委員、 島村利明委員、田中誠一委員、野島徹委員、 佐久間志保子委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、 稲垣文野委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：中川正行委員、米澤弘明、北原稔委員</p> <p>(市)</p> <p>福祉部長、福祉部参事兼福祉事務所長兼福祉長寿課長、 主幹兼福祉総務係長、福祉長寿課2人</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	3人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市地域福祉計画(第3期)の策定について</p> <p>(2) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) 地域福祉計画改定方針</p> <p>(2) 座間市地域福祉計画関連事業一覧～資料～</p>		
会議の内容	<p>(事務局) 平成27年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開催します。</p> <p>初めに部長の比留川より御挨拶を申し上げます。</p> <p>《福祉部長あいさつ》</p> <p>(事務局) ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、何点か御許可いただきたいと存じます。</p> <p>まず、本日は傍聴者が3人おりますので、入室を御許可いただきたいと思えます。</p> <p>地域福祉計画の委託業者の入室及び録音機の使用を御許可いただきたいと存じます。</p> <p>以上、3点につきまして、市民参加推進条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされて</p>		

おりますので、御許可いただけますでしょうか。

(会長) 異議のある方はいらっしゃいますか。

《異議なし》

それでは、異議なしと認め、委託業者の入室及び録音機の使用を許可します。

《委託業者入場》

(事務局) ありがとうございます。ここで委員出席状況について報告します。本日は、3人の委員から欠席との連絡をいただいておりますが、過半数の出席をいただいておりますので、本委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立することを御報告します。それでは、議事の進行を大友会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

(会長) はい。それでは、議事に移ります。円滑な議事の進行に御協力をお願いします。「(1) 座間市地域福祉計画(第3期)の策定について」担当から説明をお願いします。

《福祉長寿課説明》資料(1)~(2)に基づき説明

- ・ この計画は社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画である。
- ・ 計画期間は平成28年4月~平成33年3月までの5年間
- ・ 市の総合計画及び福祉関係の個別計画並びに神奈川県地域福祉支援計画との整合を図る。
- ・ 新たに、「生活困窮者自立支援」、「地域包括ケアシステム」、「避難行動要支援者(二期計画においては、災害時要援護者)」の取組を掲載する。
- ・ 福祉プランの理念等を踏まえ、地域福祉計画に統合し、一体を進める。
- ・ 地域福祉計画を市総合計画の直下に位置付け、市の福祉施策の総合的な取組方針を定める計画とする。
- ・ 具体的な実施事業は、新計画に定める取組方針に従い、福祉関係の個別計画又は事業担当課において定める。
- ・ 計画は、各段階において座間市地域福祉計画策定検討委員会及び座間市地域保健福祉サービス推進委員会において検討し、意見公募を経て策定する。
- ・ 進捗の今後の方向は、「継続」が5事業、「見直し」が3事業、「その他」が8事業となった。

- ・ 9月中旬に骨子案、10月下旬から11月中旬に具体的な計画素案を提示する予定。
- ・ その後、政策会議を経て12月にパブリックコメントを実施する予定。
- ・ パブリックコメントの結果を反映した計画案は平成28年2月上旬に提示する予定。
- ・ その後、政策会議を経て市長決裁により計画を決定する。

(会長) 以上、説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

(稲垣委員) 進捗状況の評価というのはどういう方法で行ったのでしょうか。

(福祉総務係長) 進捗状況につきましては、関係する各課からそれぞれの現状と課題、今後取り組みたいことなどの記載を通じて自己評価していただき、それらをもとに事務局の中で検討を重ねながら今後の方向を決定していったものでございます。

(佐藤委員) 第三者評価というのは、どういった事業者が行っているのでしょうか。

(福祉総務係長) こちらにつきましては、福祉施設、老人ホーム等をはじめとした様々な福祉施設において、第三者機関に評価していただき、サービスの質を向上するという取組でございます。

(佐藤委員) ありがとうございます。

(佐久間委員) 今後の方向で、充実させる、計画見直し、廃止するといった評価の根拠が、今後取り組みたいことに書かれているという理解でよろしいでしょうか。

(福祉総務係長) 今後取り組みたいことについては、担当する各課で記載していただきました。今後の方向は、その内容に加え、地域福祉計画での位置付けを変えることも含めて判断しています。

これまでは、市総合計画の下に福祉プランを置き、その理念等を踏まえて地域福祉計画があるという構成となっていましたが、新計画においては、「地域福祉計画を市総合計画の直下に位置づけ、市の福祉施策の総合的な取り組み方針を定める計画とする」とさせていただきます。その改定方針を踏まえたものもでございます。

(副会長) 今日出していただいた地域福祉計画改定方針の3-(1)のところを説明しているのだろうと理解しています。

今までは地域福祉プランと地域福祉計画とありましたが、次期計画

からは地域福祉計画に一本化しました。それによって充実していくと、3-(1)・(2)にそれが書かれていますね。私はそのように理解していますが、そのように説明していただかないとわかりづらいと思います。

(会長) 今まで総合計画から三層構造でしたが、今度は、総合計画の下に地域福祉計画を持ってきた。すっきりしていいですね。

ただ、その中で、プランの内容も踏まえて充実すればということで、そのことは理解しています。

あとは、確かに、今後の方向で、細かい、「充実させる」、「その他」というのがありますが。

(島村委員) 今後の方向のその他について、「担当課事業として引き続き継続するが、次期計画には掲載しない」という表現がありますが、掲載しないということは、課題には取り組まないということでしょうか。

(福祉総務係長) 先ほど田中副委員長からも御指摘ありました改定方針「3 二期計画からの変更点」の(1)と(2)が主な変更点であります。

先ほど申し上げたとおり、総合計画の直下に福祉プランがあったものを省いて、地域福祉計画を福祉施策の方向性を総合的な取り組み方針を定める計画としたことにより、個々の細かい事業まで掲載しないこととするものですが、事業を廃止するものではございません。

これまでは、個別計画にも書かれてない事業まで掲載していましたので、市の福祉計画の方向性を示す地域福祉計画ではきちんと整理しておく必要があると判断しました。

(会長) 事業の廃止ではなく、表現方法を変えるということでしょうか。

(福祉総務係長) はい。今後5年間の市の福祉施策の方向性をきちんと示していくことが重要だと考えています。個々の事業は、その方向性に向かうための1つのツールとなるものと思います。

(会長) 質問します。そうしますと、廃止以外は全て継続されるということでしょうか。

(福祉総務係長) はい。

(会長) 今後、内容に応じて記載方法が変更されてくる。ただし、廃止以外は全て継続されるということには間違いない。

(福祉総務係長) ちなみに、廃止とされている事業はございません。

(会長) ということで、この進捗状況、今後取り組みたいこと、今後の

方向について皆さん御理解いただけたでしょうか。他にございますか。

(野島委員) 9ページの苦情解決の仕組みの推進の中、現状と課題の介護保険課の介護支援専門員の指導・助言についてどのような取組を示しているのでしょうか。色々な会議等があると思いますが、例えばどのような取組を示しているのかということです。

(福祉総務係長) 申しわけありません。こちらにつきましては、そこまでのヒアリングができておりませんで、具体的にどのような事例を指すのかについては確認しておりません。申し訳ありません。

(佐久間委員) 4ページのところの今後取り組みたいことということで、介護保険課のところで、2行目に「苦情等の相談体制に努め」と書いてありますが、現在もやっていらっしゃるということは、そこをもっと充実させるということでしょうか。それとも民間企業の方が介護保険に参入している民間事業者への指導とか、そういうことをもっと充実させるということでしょうか。

(福祉総務係長) 申しわけありません。具体的な取組の意向等へのヒアリングができていませんので、今後、各課へのヒアリングを行いながら、それらを組み入れて充実していきたいと考えています。

(野島委員) 私たち事業所の方で、苦情に関しての情報をどれだけ共有できているのか気になっています。実は、苦情というものは今まであまり寄せられたことがなく、うちの事業所だけでなく、他の事業所も含めて、どんな苦情があって、どのように解決するのかということで、先ほどの指導・助言も含めて、どのような情報共有の機会があるのかと思った次第です。

(福祉総務係長) 本計画では事業主体が多岐にわたるため、現時点ではこれらの記載内容について深く理解が進んでない部分がございます。今後、各課へのヒアリングを行いながら、それらを組み入れて充実していきたいと考えています。

(会長) 事務局ではそこまでのところは今把握してないということですね。

(福祉総務係長) お見込みのとおりです。

(福祉部長) ヒアリングのときにしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

(会長) ほかに御意見等はございますか。

(長谷川委員) 8ページの成年後見制度の推進についてですが、今後充

実させると記載されています。この制度を必要とする方は今後どんどん増えてくるような傾向にあると思います。例えば、こちらでは広報、ホームページで相談窓口の行政案内を継続します、と記載されていますが、今後充実させるということはもっと良くなっていくと考えてよろしいでしょうか。

(福祉総務係長) 地域福祉計画の中では、取り扱いや対策等についても踏み込んで考えていきたいと考えています。

(加藤委員) 今の長谷川さんの意見に続いて、成年後見制度については、今後の方向としては充実となっています。併せて、今後取り組みたいことの中で、市民後見人の育成について検討していきますとされていますので、市としては非常に積極的に取り組むことと考えます。

今、私が聞いている限りでは、法人後見といったものも一部を除いて少し議論に入ってきたと思います。

現在、座間にはないですが、例えば、厚木市や秦野市では、取組を行っている社協などに市が一定の人件費補助を考えているようです。そういったことを考えていただけるというような、前向きな形で捉えていってよろしいでしょうか。

(福祉総務係長) 具体的施策として何をしていくかというのはまだ白紙でございます。地域福祉計画として5年後を見据えてこの部分には取り組んでいきたいと考えてはおりますが、具体的な施策をお約束するものではございません。

(福祉長寿課長) ただ、必要性は十分認識しています。特に、社会福祉協議会の取組は非常に重要だと思いますので、今後、十分調整していきたいと考えています。

(長谷川委員) 18ページの若い世代、団塊世代等への呼びかけですが、今後の方向は「見直し」ではなく、「充実」の方が良いのではないかと考えます。

(会長) だったら「充実」のほうがいいのではないのでしょうか。見直しというと、やめる場合もあるというときに使いますが、ここではその意味は含まれていないのですよね。

(福祉総務係長) はい。特に、やめるという意思表示をしたつもりはございません。

(長谷川委員) 見直し案は廃止の可能性もあるのかと思ったのですが。

(会長) なくなることはないということで御理解いただきたいと思えます。事務局からそういう意見がありました。

(加藤委員) ただ見直しだけでなく、「継続」、あるいは、「充実させる」というなら良いですね。見直しをする方向は事務局の方で考えて、必要に応じて見直ししていけばいいと思います。

(会長) 見直しは見直しとしてやって良いのではないかといいことですね。

(加藤委員) 見直しだけというのではどのように見直していくのかわかりませんし、見方を変えることもあると思います。

(野島委員) 50ページのボランティア登録制度の推進について、今後も継続していくということですが、現在350人の登録のうち、実際に稼働している人数はどのくらいでしょうか。

(福祉総務係長) これは登録人数ですので、稼働人数ということではないと考えています。しかし、定期的な更新があると聞いていますので、そのときに更新されないものが非稼働人数となりますので、それほど差はないのではないかと考えています。

(野島委員) ありがとうございます。

(副会長) 46、47、48のところにバリアフリーとかユニバーサルデザインと書かれています。バリアフリーというのは、高齢者とか障がい者のためにバリアを取り払おうという形で進んできたものです。それが、今から十数年前に、ユニバーサルデザインとして、例えば、高齢者、障がい者だけではなくて、乳幼児を連れて一緒に歩いている方、たまたまケガ等で松葉づえを使っている方など、誰もが使いやすい環境をつくろうというのがユニバーサルデザインの考え方です。

何もバリアフリーとユニバーサルデザインの2つに分ける必要はないような気がしています。できれば統一していただいてもよろしいでしょうか。

(会長) 質問じゃなくて、要望ですね。要望として受けていただけませんか。

(福祉総務係長) わかりました。

(野島委員) これは要望ですが、私どもの施設でボランティアサポートスクールというのをいつも受け入れています。しかし、去年から1人も該当する生徒がいなくて、非常に寂しい思いをしています。我々も、後継者の育成や地域福祉という思いから、保育園から小・中学校、高校、大学までかなりの人を受け入れています。若い世代の方に介護に目を向けて取り組んでいただけるように、学校や市も含めて後押ししてもらえたらなと思います。

(福祉総務係長) 伝えさせていただきます。

(会長) 確かに、学校宛てに文書依頼はしていますが、特別に取組を強めて先生にお願いすることは、今のところしていないと思います。

今やり方の見直しを行っているところですが、学校の先生に働きかけながら、支援を頂きながらということは取り組んでいませんので、考える余地は十分あると思います。福祉人材育成ということは、なかなか大変な課題だと思います。

(福祉総務係長) 先ほど、9ページの苦情相談体制の充実ということについて、介護保険課の現状と課題のことについて御質問いただき、担当が介護保険課にこの内容について確認してまいりましたので、その結果について述べさせていただきます。

指導・助言について御質問いただきました。具体的に、介護保険職員の日常的な助言ですとか、地域包括支援センターにおける助言、相談事など、常日頃から行っており、この2行にわたる文章は、日常的な介護支援専門員への支援について表現した内容として記載したとのことでございます。

(野島委員) 特別に連絡協議会を設置しているというわけではないのですね。

(福祉総務係長) 個別と認識しております。

(島村委員) 52ページ、2の活動内容の広報強化について、「事業は継続するが、掲載しない」なっています。こちらは、充実させるところではないかと思いますが、方針が変わったということでしょうか。

(福祉総務係長) 取り組むことが当然の事業であるため、計画には掲載しないと捉えていただけたらなと思っています。

(島村委員) ありがとうございます。

(会長) そのほかございますか。

(野島委員) 40ページの子どもの遊び場・居場所づくりのところですが、子どもとちょっと野球でもやろうと思って公園に行くと、結構看板が立てられていて、利用の際の禁止事項がたくさんあることに驚きました。

今、子どもの基礎体力の低下ということもいわれていますので、自由に遊べる公園というのがもっと増えたらいいなと思っています。

(会長) 子供の居場所づくりの件で。どうぞ。

(福祉総務係長) 確かに、球技ですと制約を受ける場合等があると思

ます。何でも自由にはならない時代になってきたのかなと思います。  
(島村委員) 44ページの要援護者の把握・支援について、今まで表現の中に、事業概要の2行目、「関係機関や民生委員児童委員」と出てきます。当てにされているのは分かりますが、以前に名簿を頂いたときに、自治会と地区社協と民生委員、こういう表現をされているということていくという話がありました。今後取り組みたいことの中では、やはり自治会が先に出て来なくてはいけないのではないかと思います。

私たちは、自治会からの連絡で民生委員は動くという考え方でいいという説明を受けていますので、今後、文書化される場合には、民生委員の表現の前に自治会という表現を入れていただかないといけないかなと思います。

(福祉総務係長) 今後、計画をつくっていく中で十分に検討させていただきたいと思っております。

(島村委員) 自治会は関係団体ということだと思います。しかし、はっきりと自治会と表現された方が、自治会の認識は上がると思います。

(会長) 地域福祉計画改定方針の2-(4)のところで「新たに、生活困窮者自立支援、地域包括ケアシステム、避難行動要支援者等への取り組みを加える」となっていますが、今回の事業一覧表の今後取り組みたいことということでは触れられてはいないですね。次の骨子案から入ってくると理解してよろしいですか。

(福祉総務係長) 今回のものは第二期計画を総括する目的ですので、第二期計画に含まれないものについては触れておりません。

今おっしゃっていただいたとおり、新規事項につきましては、次回以降の骨子案等で議論していただきたいと考えております。

(会長) はい、わかりました。他に御意見等がありますか。

ないようですので、続いて「(2)その他」について事務局から何かございますか。

(事務局) 事務局からは特にございません。

(会長) 担当からは何かございますか。

(福祉総務係長) 特にございません。

(会長) 委員の皆さんから何かございますか。何もないようですので、これで議事を終了します。

(事務局) それでは、閉会させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。

